

令和5年11月

お客さま各位

大東京信用組合

### 当組合のインボイス制度への対応について

平素より大東京信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日より開始される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）につき、当組合の適格請求書（インボイス）につきましては、お取引方法により以下の通りとさせていただきますので、お知らせいたします。

#### 1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料

（振込手数料、両替手数料、融資関係手数料など）

- 営業店窓口等においてお支払いいただく各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。
- 「振込依頼書」による振込手数料につきましては、お客さまにお渡しする複写式の「振込金受取書」がインボイスの要件を満たすよう改訂いたします。

※ お客さまがお手元に保管いただいております旧帳票はインボイス制度に対応しておりませんので、10月1日以降は、改訂後の新帳票をご利用いただきますようお願いいたします。

#### 2. 口座振替によりお支払いいただく各種手数料

- 預金口座振替の方法によりお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「通知書」を発行いたします。

「通知書」の発行を希望されるお客さまは、店舗に備え置きしてあります「**手数料引落通知書発行申込書**」に、対象となる「預金種目」「口座番号」「取引対象期間」「発行期間」をご記入いただき、お取引店舗の窓口にご提出ください。

[対象取引]

- ① インターネットバンキングの振込手数料
- ② ビジネスバンキングの振込手数料（総合振込・給与振込を含む）
- ③ インターネットバンキング年間利用料、ビジネスバンキング月額利用料、定額自動送金手数料、貸金庫利用料等

※ なお、「通知書」に記載されていない手数料につきましては、別途お客さまにインボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたしますので、お取引店舗の窓口にお申し付けください。

- 継続式残高証明書発行手数料、でんさいネット手数料  
毎月1日から月末日までの1か月分の手数料につきまして、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたしますので、お取引店舗の窓口にお申し付けください。

### 3. A T M及び両替機での手数料

A T M及び両替機の手数料につきましては、原則3万円未満となり、適格請求書（インボイス）の交付義務が免除される「3万円未満の自動販売機・自動サービス機により行われる商品の販売等」に該当しますので、交付いたしません。

※ お客さまにおいて一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当組合の適格請求書（インボイス）対応についてご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

以上